

これまでの「自己買受の原則禁止」に関する議論のまとめ

準備会議	これまでの主な意見
第 1 回準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・魚がたくさん獲れて浜値が下がりそうな時に、卸売業者が買い支えられるように仲買権の取得を認めてほしい。(卸売業者 A) ・大漁で浜値が崩れるような場合以外でも仲買権を行使されるのではないかという懸念があり、そのことを脅威に感じている。(仲買業者) ・卸売業者に仲買権を付与するのではなく、大漁で浜値が崩れる時に卸売業者が買えるような仕組みにすべきと思う。(仲買業者) ・札を握っている人間が自分でセリ落とすとなると公正・公平な取引が出来ないという懸念がある。(仲買業者) ・売り手と買い手が同一では、市場の秩序が乱れると思う。(生産者 A) ・既存の仲買業者が頑張って売れ残った魚が出ないようにすればいい。(卸売業者 B) ・生産者のために何とか仲買権を持たずに値段を維持できるように努力したい。(卸売業者 C) ・これからは資源管理の時代。売れないような魚まで獲ってくるべきではない。(生産者 A)
第 2 回準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場法の改正の趣旨を踏まえて、市場の活性化や生産者の所得向上を図れるようにすべき。そのために自己買参権の取得を求めている。どこの市場に出荷するかは生産者の自由。境港が生産者の期待に応えられるような市場を目指すべき。取引の透明性の担保については電子入札の導入など方法はあると思う。卸売業者と仲買業者が互いに切磋琢磨することが必要。(卸売業者 A) ・6 号、7 号岸壁を沿岸漁業者が専用できる状況になれば賛成だが、沿岸漁業者が追いやられている今の状況では反対。(生産者 A) ・電子入札は、今の境港の入札状況、セリ状況に合致しているのか議論の余地がある。(仲買業者) ・仲買権を取得しなくても魚の価格を安定させることはできる

	<p>と思う。例えば適正な単価を知らしめるなど。(仲買業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の公平性が担保できる方法をご提案いただけるのであれば相談にのる。(仲買業者)
<p>第3回準備会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場法改正の趣旨を踏まえ、生産者の所得を上げること。そのことにより全国から漁船が集まり境港が活性化すること。これらを踏まえて改めて自己買受を認めるような条例改正をお願いしたい。これまで卸売業者が既存仲買業者を通じて魚を長年、買ってきているが、問題となる事案はなかったと思う。それだけに透明性があり、公正・公平なセリ・入札を行ってきたと言えるのではないか。(卸売業者A) 卸売業者が仲買権を持っていないから、問題になる事案が発生しなかったとも言える。(仲買業者) 生産者からすると、魚が適正な価格で売られることが長く続くことが必要。そのためには、仲買業者の数が多く、それが長く続くことが必要だと考える。自己買受を認めれば、バイイングパワーの強い卸売業者に買いが集まり、長い時間をかけて中小の仲買業者の淘汰が懸念される。(生産者B) 地域の小売店に対する販路は中小の仲買業者が持っている。これら中小の仲買業者が競争により淘汰されると、地域に対する水産物供給チャネルが失われ、地域の活性化が失われることが懸念される。(生産者B) 仲買組合としての意見はこれまでと同じ。入札時の透明性や公平性に疑義があること、卸売業者には強力なバイイングパワーがあり1仲買業者が参加するのと違った脅威がある。この2点をもって反対。(仲買業者)